※酒田市使用欄

# ⑨　給与支払報告書（総括表）

（宛先）酒田市長　　令和　　年　　月　　日提出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 給与の支払期間 | 令和　年　月分から　月分まで | 指定番号 | |
| 給与支払者の個人番号又は法人番号 | | | |
| フリガナ | | 事業種目 | |
| 給与支払者の氏名又は名称 | | 受給者総人員 | 人 |
| 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称 | | 酒田市への報告人員 ①特別徴収対象者（R9年度住民税給与引き） | 人 |
| フリガナ | | ②普通徴収対象者（退職者） | 人 |
| 同上の所在地 | | ③普通徴収対象者（退職者を除く） | 人 |
| 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 | | 報告人員の合計 ①＋②＋③ | 人 |
| 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 | 課　係<br>氏名<br>電話 | 所轄税務署名 | 税務署 |
| | | 給与の支払方法及びその期日 | |
| 関与税理士等の氏名及び電話番号 | 氏名<br>電話 | R９年度住民税特別徴収納入書の送付 | 必要・不要 |

・この総括表の印字情報に誤りがある場合は、朱書きで訂正してください。
・前職分給与と合算して年末調整を行っていても摘要欄に記載がない場合は合算されていないものとして処理をしますので、必ず記載してください。
・給与支払報告書の提出を税理士等に委託している場合は、この総括表を委託先に渡してください。

**給与支払報告書の提出期限は令和９年２月１日（月）です。**

事務処理の都合上、１月２５日（月）までの提出にご協力ください。

【提出先】〒998-8540 山形県酒田市本町２丁目２番45号 酒田市役所　税務課市民税係

（電話：0234-26-5712・5713・5714）

記載要領

1　この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。

2　給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により酒田市に報告書を提出してください。

（イ）1月1日現在において給与の支払を受けている者
　　1月31日まで(休日の場合は翌開庁日)

（ロ）給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの
　　退職した年の翌年の1月31日まで(休日の場合は翌開庁日)

3　「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。

4　「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

5　「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。

6　「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

7　「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

8　「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。

9　「特別徴収対象者」欄には、酒田市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。

10　「普通徴収対象者（退職者）」欄には、酒田市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

11　「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、酒田市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。

12　「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。

13　「※酒田市使用欄」には、何も記載しないでください。

地方税法321条の4及び酒田市税条例の規定により、給与支払者は特別徴収を行う義務があり、給与支払報告書の記載内容に応じて、特別徴収の対象となる者が在職している場合は、特別徴収義務者として指定させていただきます。